

2019年4月入学者用 九州大学大学院芸術工学府研究生入学案内

1 九州大学大学院芸術工学府の概要

九州大学大学院芸術工学府は、昭和43年(1968年)4月に我が国唯一の芸術工学部を置く国立の単科大学として開設された九州芸術工科大学に昭和52年(1977年)5月に大学院芸術工学研究科が設置され、平成15年(2003年)10月に九州大学と統合して誕生しました。現在、芸術工学専攻とデザインストラテジー専攻の二専攻を持つ大学院芸術工学府が設置されており、大学院学生約390名が在籍し(平成30年4月1日現在;研究生除く)、勉学や研究活動に励んでいます。

本学府の目的は、「技術を人間生活に適切に利用するために、技術の基盤である科学と人間精神の最も自由な発現である芸術とを総合し、技術の進路を計画し、その機能の設計について研究するとともに、人文、社会、自然にまたがる知識と芸術的感性を基盤とする設計家を養成すること」であり、21世紀の今日においても本学府の研究者や学生に受け継がれております。

2 研究生制度の概要

本学府の研究生制度は、本学府の目的(設立理念)に基づいた芸術工学関連分野の研究を目指す国内外の研究者に対して、学内の研究施設・設備を提供し、専任教員が6ヶ月又は1年間にわたって直接指導を行う制度です。出願者本人が提出した当初の研究計画に基づき、出願者の目指す研究が充実したものとなるように支援します。

研究生は、自分自身の研究テーマに基づいた研究活動を行うことを目的として本学府に入学するため、原則として学部・大学院において通常開設されている講義を受講することはできません。

また、一般的に学位取得を目的とした制度ではないため、研究期間終了後に、その研究成果に対して大学が学位を授与するようなことはありません。

学位取得を目指す場合は、学部・大学院のそれぞれの入学試験を受験し、正規の学生として入学した上で所定の課程を修了しなければなりません。

講義の聴講を目的とされる方は、研究生ではなく、正規生か科目等履修生として入学し、受講科目について履修登録など所定の手続きを行わなければなりません。

3 出願資格

研究生を出願することのできる者は、次の各号の一に該当するものとします。

- (1) 大学(短期大学を除く。)を卒業した者
- (2) 本学府において前号と同等以上の学力があると認められた者

4 研究期間

研究期間は6ヶ月又は1年とします。

ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができます。

5 入学時期

入学する時期は、前期は4月1日とします。

6 出願内諾

出願希望者は出願の前に研究指導を受けることについて、希望教員から出願内諾を得ることが必要です。

出願内諾を得るためには以下の手続きを行ってください。

資格	出願内諾を得る手続き
日本国籍を有する者	次の7のiiに示す書類のpdfファイルを用意し、メール等で希望教員と連絡を取り合ってください。内諾の可否は該当教員が回答します。
日本国籍を有しない者	中国に在住する者 九州大学北京事務所のオンライン申請システムの「オンライン申込」へ学生登録を行い、次の7のiiに示す書類のpdfファイルを登録し、希望教員と連絡を取り合ってください。内諾の可否は該当教員が北京事務所を通してメールで回答します。 九州大学北京事務所のURL； http://kyushu-ucn.net/
	中国に在住しない者 次の7のiiに示す書類のpdfファイルをメールで芸術工学部学務課入学試験係へ送付し、該当教員と連絡を取り合ってください。内諾の可否は該当教員が学務課を通してメールで回答します。 九州大学芸術工学部学務課入学試験係のメールアドレス； gkgkenkyusei@jimu.kyushu-u.ac.jp

出願内諾は、出願書類の提出期限の2週間前までに得るようにしてください。
出願内諾が出された後、学務課から出願書類の様式等データを送付します。

7 出願手続

出願者は、検定料9,800円を納付し、次に示す書類を下記の〔出願書類提出期限〕までに提出してください。

下記事項をよく読んで、書類の不備がないようにしてください。

提出期限を過ぎた場合は、いかなる理由があっても願書の受付ができません。

〔出願書類提出期限〕

区 分	日本国籍を有する者	日本国籍を有しない者
前期	2019年1月28日(月)	2018年11月16日(金)

i 出願方法

検定料を別紙の方法によりお支払いのうえ、検定料を支払ったことがわかる書類（振込控のコピー等）を出願書類とともに提出してください。

出願書類は、持参又は郵送（書留郵便等）により提出してください。

(1) 持参の場合

提出期限となる日の午後4時までに学務課へ持参してください。

(2) 郵送の場合

提出期限となる日までに必着するように送付してください。

(提出先) 〒815-8540 福岡市南区塩原4-9-1

九州大学芸術工学部 学務課入学試験係

TEL 092-553-4587

提出期限に遅れた場合及び本案内の指示に従わなかった場合は、書類を受け付けることができません。また、一度提出された書類はいかなる理由があろうとも一切返却しないので注意してください。(ただし、予め、返却することを了承して受け付けたものを除きます。例：研究作品等)

ii 出願書類

【出願書類一覧】

以下の出願に必要な書類のうち、やむを得ない事情等により提出が困難な書類等がある場合は、予め、芸術工学部学務課入学試験係に相談してください。

	提出書類	留意事項
1	入学願書 (本学府所定の用紙)	<ul style="list-style-type: none"> ・出願者自身が、正確にでないに記入してください。 留學生の場合は、次のことに注意して記入してください。 ① 名前に必ず、<u>ふりがな</u>をふってください。 ② 最終大学は日本語学校ではなく、最終卒業大学名を記入してください。 ・研究題目は、変更できませんので、担当教員と十分相談して記入してください。
2	検定料 (9,800円)	<p>検定料を支払ったことが分かる書類を提出してください。</p> <p>詳細は、別紙「検定料の納付について」を参照してください。</p>

3	履歴書 写真(カラー写真)貼付	<ul style="list-style-type: none"> ・履歴書の用紙は自由です。(市販の履歴書で可) ・学歴、職歴に分けて記入してください。 ・自宅学習、徴兵等についても全て記入し、履歴に空白期間がないように注意してください。 ・カラー写真を必ず貼付してください。 サイズ 縦3cm×横2.5cm以上 正面上半身、脱帽、無背景の写真を貼付してください。
4	研究計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・本学府研究生として入学した場合、研究生としてどのような研究をどのように進めていくのかを中心に記述してください。 ・具体的には、研究の動機、研究テーマの概要、研究の実施方法、研究のスケジュール及びこれまでの研究の実施状況等について、詳細に記述してください。 ・研究計画書には研究計画についてのみ記述し、進学や大学院入試の学習計画などについては記述しないようにしてください。また、留学生は、留学の動機や日本語学習に関することなどは、11の留学計画書に記述してください。 ・様式は特にありませんが、A4サイズ、3枚以上(日本語5,000字程度、英語2,000語程度)で提出してください。
5	最終出身学校の 「卒業(修了)証明書」 又は 「卒業(修了)見込証明書」 (コピー不可)	<ul style="list-style-type: none"> ・中国の大学等の証明書は公証書を併せて提出してください ・日本語又は英語以外の言語で作成されている場合は、公的機関が発行し、翻訳者(書類の作成者・作成機関)がサインを付した日本語訳又は英語訳を添付してください。 ・卒業(修了)見込証明書を提出した場合は、卒業(修了)したらすぐに、卒業(修了)証明書を提出してください。(中国の大学等の場合は、公証書を併せて提出してください。)
6	最終出身学校の 「成績証明書」 (コピー不可)	<ul style="list-style-type: none"> ・中国の大学等の成績証明書は、公証書を併せて提出してください。 ・日本語又は英語以外の言語で作成されている場合は、必ず公的機関が発行し、翻訳者(書類の作成者・作成機関)がサインを付した日本語又は英語訳文を添付してください。 ・卒業(修了)見込の方は、卒業(修了)したらすぐに、最終の成績証明書を提出してください。(中国の大学等の場合は公証書を併せて提出してください。)
7	勤務先所属長の承諾書 (コピー不可) ※在職されている方のみ提出してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・本学府研究生に出願することについて、出願者の勤務先所属長が了承し、署名(捺印)があればどのような様式でも結構です。

8	宛名を書いた封筒2通 サイズ 長形3号 (縦23.5cm×横12cm) ※日本国内居住者のみ。 日本国外からの出願者は、入学 願書の現住所に郵送する。	・返信用封筒は「長形3号封筒」を2通用意してください。 (切手は貼らなくて結構です。) ・封筒の表には、出願者本人が選考結果を確実に受け取るこ とのできる宛名(自宅住所等)を書いて提出してください。 ・返信用の封筒は選考結果の通知や諸連絡に利用します。 ・ <u>郵送先の変更を希望する場合は早急に申し出ること。</u>
---	--	---

【他大学出身者及び日本国籍を有しない出願者が提出する書類】

上記1～8までの書類の他に、他大学出身者については9～10 を、日本国籍を有しない者については9～18の書類を提出してください。

	提出書類	留意事項
9	「推薦書」 (コピー不可)	・推薦者は、出願者の人柄や学習状況及び研究活動等についてよく知っており、本学府の研究生出願に対して理解している者としてします。 例：出身学校長、指導教員、勤務先の上司 ・用紙及び様式は自由ですが、推薦書には発行者(記載者)の署名を必要とします。 ・日本国籍を有しない出願者の場合は、出身学校名や勤務先名等の入った用紙での提出が望ましいです。
10	研究業績を証明する書類	・研究業績を証明する書類として、以下の書類を提出してください。 1. 学位論文又はこれに代わるもの(研究作品等を含む) 2. 学会等での発表の実績や研究機関誌への掲載等が確認できるもの 3. 研究機関等での研究期間を証明する書類で、当該研究機関が発行したもの 4. その他、出願者の研究実績を証明又は確認できるもの ※返却を希望する論文や研究作品を提出される場合は、あらかじめ連絡してください。
11	留学計画書	・留学に関する次のような内容について、自分の考えを詳しく記述してください。 1. 自己紹介 2. 留学の目的 3. 本学府へ留学を志望する理由 4. 研究生として留学した後の希望、計画 5. 日本語の学習について 6. 日本での生活について ほか ・様式は特にありませんが、日本語又は英語で記述してください。日本語で作成する場合は約1,500字程度、英語の場合は1,000語程度を目安に作成してください。

12	日本語能力を証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語能力試験を受験した者は「認定結果及び成績に関する証明書」を提出してください。認定書ではありません。 (参考) http://www.jlpt.jp/certificate/index.html ・その他日本語能力を証明する書類がある場合は、提出してください。
13	<p>「研究活動における語学能力等の確認証明書」 (本学府所定の用紙)</p> <p>※(2)の方法で提出する場合は志願者名等を記入した1ページ目も提出すること。</p>	<p>(1)出願前に研究指導を希望する教員と直接面談し、語学能力の確認を行います。出願者は本学府所定の用紙を当該教員に渡して必要事項を記入してもらい、出願書類と一緒に学務課へ提出してください。</p> <p>(2)研究指導を希望する教員に記入してもらえない場合は日本語講師、日本政府在外公館員又は日本語能力を確定できる方に記入を依頼してください。</p>
14	「研究生出願者の語学能力についての事前調査」	<ul style="list-style-type: none"> ・本学府所定の用紙を使用して提出してください。 ・必ず、本人が記入してください。
15	<p>経費支弁に関する証明書 (原則としてコピー不可)</p> <p>※【本人が授業料等の経費負担をする場合】は、社会人や勤務経験者を対象します。</p>	<p>【本人の親族等からの本国送金による経費負担の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人以外の者が、出願者の授業料等の経費を負担する場合は、次のような書類を提出してください。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 経費負担者名義の預金残高証明書 2. 経費負担者の在職期間、収入金額が明記された在職証明書及び年収証明書 3. 経費負担者の納税に関する証明書 4. 本人との関係を証明する書類 <p style="margin-left: 20px;">例 a 戸籍謄本、住民票(血縁関係の場合)</p> <p style="margin-left: 20px;">b 経費支弁説明書(血縁関係以外の場合)</p> <p style="margin-left: 20px;">経費負担者が知人、友人の場合、本人との関係について記述した内容の経費支弁説明書を提出してください。様式は自由です。併せて、出願者と一緒に写っている写真なども提出してください。(経費支弁説明書には、本人との関係及び経費負担の経緯について、詳しく記述してください。)</p> <p style="margin-left: 20px;">日本語又は英語以外の言語で作成された場合は日本語訳を添付してください。</p> <p style="margin-left: 20px;">c 親族公証書など</p> <p style="margin-left: 20px;">出願者本人と経費負担者が中国国籍の場合は、公証書により証明してください。</p> <p>【本人が授業料等の経費負担をする場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人が、授業料等の経費を負担する場合は、次のような書類を提出してください。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 本人名義の預金残高証明書

		<p>2. 本人の在職期間、収入金額が明記された在職証明書及び年収証明書</p> <p>3. 本人の納税に関する証明書</p> <p>【奨学金による場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奨学金を受給する場合は、奨学金給付額、給付期間、給付機関が明記された奨学金給付証明書を提出してください。 <p>【日本に在住している者が経費を負担する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本に在住している者が、出願者の授業料等の経費を負担する場合は、次のような書類を提出してください。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 総所得金額の記載のある課税証明書 (住民税、所得税、確定申告書控(写)、源泉徴収票のうちのいずれか一つ) 2. 経費負担者の在職期間、収入金額が明記された在職証明書 (経費負担者が自営業の場合は、登記簿謄本(写)、営業許可証、受付印のある確定申告書控(写)などを提出してください。) 3. 住民票の写し 4. 経費支弁説明書 経費負担者が知人、友人の場合、本人との関係及び経費負担の経緯について詳しく記述し、出願者と一緒に写っている写真などを併せて提出してください。 <p>(注) 預金残高証明書について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この預金は、日本に送金可能な銀行及び通貨であることとします。 ・なお、出願者本人又は経費負担者の預金残高証明書は、日本における1年間の学費及び生活費等に要する経費以上の残高があるものとします。具体的には、下記の計算方法により算出された額を上回る預金残高があることが望ましいです。 〔預金残高算出例；1年間の留学の場合〕 1年間の学費+生活費月額100,000円×12ヶ月 ・出願者が研究生の研究期間終了後、日本の大学等に進学を希望している場合は、次年度以降の学費と生活費に関する証明が必要な場合もあります。
16	連絡カード (本学府所定の様式)	・必ず全て記入してください。
17	在留資格を証明する書類 (住民票の写し)	・日本国内に居住する出願者のみ、役所へ発行を依頼し、提出してください。
18	パスポートの写し	・顔写真、氏名、生年月日、パスポート番号、発行機関、発行日が分かるページ全てのコピーを提出してください。

iii 出願書類等についての留意事項

- (1) 入学願書、履歴書等の記入は日本語又は英語とします。
- (2) 証明書等が、日本語又は英語以外の言語で作成されている場合は、必ず日本語又は英語による訳文を添付してください。
証明書に関する翻訳書類は、原則として公的機関等によるものとします。なお、翻訳書類は、翻訳者（書類の作成者・作成機関）がサインを付したものとします。
- (3) 提出する証明書等は、本学府で特に認めたものを除いて全て原本とし、発行機関、発行年月日が確認できるものを提出してください。
- (4) 提出書類等は、特別に事情がある場合を除いて、発行後(作成後)3ヶ月以内の書類を提出してください。
- (5) 出願書類の記載事項について記入漏れがある場合、その他不備がある場合は、出願書類を受け付けません。また、提出された書類の記載内容に虚偽が認められた場合は、合格後であっても合格又は入学許可を取り消します。
- (6) いかなる理由があっても、納入金は一切返還しません。

8 選考について

出願書類をもとに、書類選考により合格者を決定します。
合格発表については、次の時期に文書でお知らせします。

- | | | |
|--------------|------------|------|
| (日本国籍を有しない者) | 4月入学希望者・・・ | 2月中旬 |
| (日本国籍を有する者) | 4月入学希望者・・・ | 3月上旬 |

9 選考合格後の手続

合格者へ選考結果及び入学手続きについての書類をお送りしますので、所定の期日までに次のものを提出してください。

【選考合格後の手続に必要なもの】

- (1) **入学料 84,600円** (予定)
- (2) **研究生原簿** (所定の用紙)
- (3) **写真2枚** (縦3cm×横2.5cmのカラー写真)
写真は、正面上半身、脱帽、無背景で撮影したものとし、裏面に氏名、撮影年月を記入してください。1枚を研究生原簿に貼付し、残りの1枚は「身分証明書」用として提出してください。

10 入学許可

選考後に送られた書類により、入学手続きがすべて完了した者について、入学を許可します。なお、入学後の手続きは次のとおりです。

【入学後の手続き】

- (1) 授業料をお支払いください。
授業料(1学期分) 178,200円(予定)
入学後に配布する払込票で次の期間に授業料をお支払いください。
1年間在学する方は、原則として、1学期分(半年分)の授業料178,200円(予定)を学期ごとに次の納付期間に必ず納付してください。1年間の授業料は356,400円(予定)になります。
なお、授業料が改定された場合は改定後の授業料額を適用します。

【授業料納付期間について】

前期： 4月1日～4月20日

後期：10月1日～10月20日

- (2) 身分証明書のお渡し等がありますので、学務課窓口までおいでください。新しい住所に引っ越ししたり、携帯電話を契約・変更した場合は、学務課へお知らせください。

11 研究生の事務担当

入学願書の受付や選考合格後の手続きなど研究生に関する事務は、学務課で行っています。不明な点があれば下記担当に照会してください。

〒815-8540 福岡市南区塩原4-9-1

九州大学芸術工学部 学務課入学試験係

TEL 092-553-4587 E-mail gkgkenkyusei@jimu.kyushu-u.ac.jp

○注意事項

- (1) 研究生出願希望者は、出願前に研究指導を希望する教員と連絡をとり合い、これまで行ってきた自身の研究活動や研究実績について紹介するとともに、入学した場合の研究計画について十分な説明を行っておいてください。（教員と直接会って、自己の研究計画等についてプレゼンテーションを行っておくことが望ましいです。）その上で、研究指導を受けることについて、当該教員あるいは芸術工学部学務課から出願内諾を得た者のみが出願できるものとします。

- (2) 研究指導を希望する指導教員と連絡をとる場合には、自己紹介等いくつかの説明が必要です。この場合に、一般的に必要なと思われる事項や提示すべき書類の例を記しておきますので参考にしてください。

【当該教員との面談時等に必要と思われる事項】

- 1) 学歴（小学校～大学・大学院修了まで）
- 2) 職歴
- 3) どのようにして本学府のこと(指導教員や研究室を含む)を知ったか
- 4) 指導教員の選択理由
- 5) 研究計画
- 6) 大学院進学希望の有無（修士、博士）
- 7) 卒業証明書・成績証明書の写し
- 8) 出身大学の指導教員からの推薦書の写し

*日本国籍を有しない者の場合は、次のことについても提示してください。

- 9) 日本にいる知人等の氏名・職業・住所・出願予定者との関係
- 10) 日本滞在中の経費負担方法
- 11) 日本語能力の証明（日本留学試験の結果及び日本語能力試験の結果の写し、日本語教師からの証明書や推薦書）

当該教員から志望に対する質問等があると思われるので、数回にわたり連絡を取り合う必要があります。そのため、少なくとも願書提出の2～3ヶ月前には一回目の連絡を取っておく必要があります。

- (3) 研究生は、授業料免除及び日本学生支援機構の実施する奨学生の対象ではありません。また、通学定期券及び学生旅客運賃割引証（学割証）の対象外となります。

- (4) 入学者に対する下宿、間借り等のあっせんは行いません。
ただし、本人及び配偶者が福岡地区に住んでいない入学予定の留学生については、本学の国際交流会館に入居することができる場合もあります。担当者よりメールで連絡がありますので、その指示に従ってください。
- (5) 本学府では、外国人留学生のために特別の指導を行ったり、特別のクラスを設けるようなことはありません。研究指導、討論、必要に応じて参加する講義など、大学で行われる研究のための教育指導の言語は、ほとんど日本語で実施されます。教育環境は日本人の学生と同じです。従って日本語能力は必須の条件となります。
日本において研究・生活するためには、事前に自国において日本語教育を受けるか、日本語学校等で日本語の学習をした上で研究生入学の準備をすることが必要です。
- (6) 次のURLで本学府の詳細を見ることができますので、参考にしてください。
<http://www.design.kyushu-u.ac.jp/>

2019年10月入学希望者への注意事項

2019年10月入学を希望する者は、2019年1月に発行される「2019年10月入学者用 九州大学大学院芸術工学府研究生入学案内」を参照し、それに従って出願手続きを行ってください。

なお、出願書類の提出期限は、下記のとおりです。

日本国籍を有する者：2019年7月12日（金）

日本国籍を有しない者：2019年5月10日（金）